

東京都と気象庁は、平成20年2月1日から 土砂災害警戒情報を発表します。

～土砂災害から「命」を守るために！～

東京都と気象庁は、土砂災害警戒情報の発表を開始することになりましたので、お知らせします。

土砂災害警戒情報とは、大雨により、避難行動が必要な土石流や集中的に発生するがけ崩れの危険性が高まったと判断した時に東京都と気象庁が共同で発表する防災情報です。

1 発表開始日

- ・平成20年2月1日（金）

2 土砂災害警戒情報の目的

- ・区市町村長が避難勧告等の災害対応を適時的確に判断するために活用されます。
- ・住民の自主避難の判断等に利用していただきます。

3 発表のタイミング

- ・大雨警報発表中に、より一層土砂災害の危険性が高まったときに、土砂災害警戒情報を発表します。

4 発表単位

- ・区市町村別^{1、2}に発表します。
 - 1：中央区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区、足立区、武蔵野市、狛江市は、土砂災害警戒情報で対象とする土砂災害の危険性が認められないことから、発表の対象外となります。
 - 2：小笠原村については、気象庁の大雨警報・注意報の発表開始日にあわせて運用を開始する予定です。

5 都民への情報伝達方法等

- ・気象庁予報部が、東京都を通じて区市町村へ伝達し、報道機関に土砂災害警戒情報を提供します。また、報道機関の協力を得てテレビ・ラジオを通じて住民への周知を図ります（別紙1）。
- ・区市町村は、土砂災害警戒情報を、土砂災害の危険性のある地域に居住する住民に、区市町村の防災無線等によりお知らせします。
- ・気象庁のホームページでは、発表中の区市町村を確認することができます。
<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>を参照してください（別紙2）。

6 参考

気象庁予報部は、この情報発表開始に合わせ、東京都における「大雨警報の切り替え（重要変更）」を発展的に解消し、今後の土砂災害への警戒の呼びかけは「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

問い合わせ先

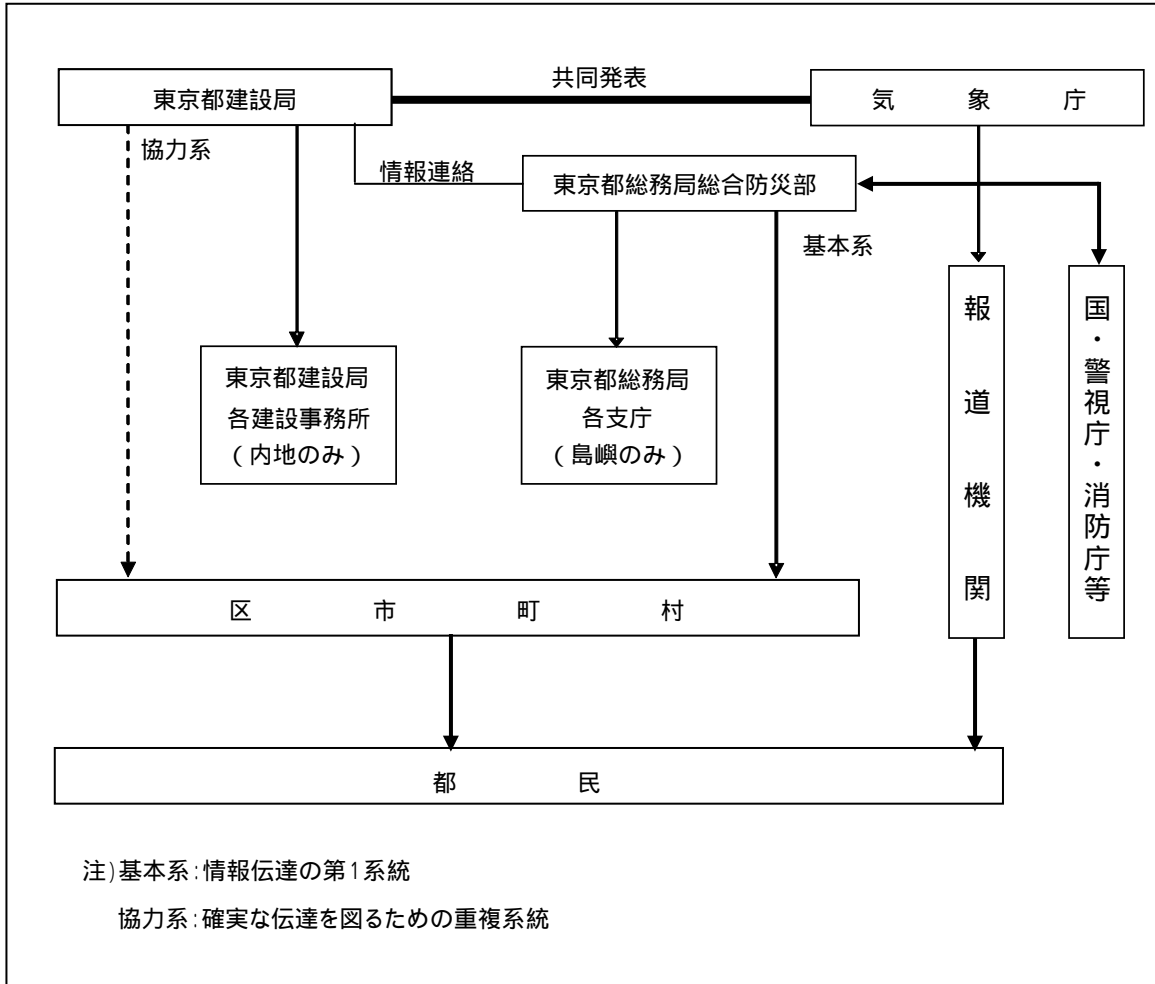
東京都 建設局 河川部 防災課

直通 03-5320-5430 都庁内線 41-550

気象庁 予報部 予報課 気象防災推進室

代表 03-3212-8341 気象庁内線 2258

土砂災害警戒情報の伝達ルート図



警戒対象地域
 あらかじめ決められた警戒基準を超えると予想される区市町村を明記します。
 また、新たに警戒対象となった区市町村名の後ろに*印を付加します。

警戒解除地域
 あらかじめ決められた解除基準を満たした区市町村を明記します。

警戒文
 テレビ・ラジオ等の報道機関や防災行政無線等音声で情報を伝える場合を想定し、必要な情報を最小限の文字数で伝えるようにします。また、冒頭に『対象地域拡大』等のキーワードを入れます。

東京都土砂災害警戒情報 第2号

平成 年 月 日 17時55分
 東京都 気象庁予報部 共同発表

【警戒対象地域】
 千代田区* 港区* 新宿区* 文京区* 品川区* 目黒区* 大田区* 世田谷区* 渋谷区*
 中野区* 杉並区* 豊島区* 北区* 板橋区* 練馬区* 青梅市 福生市 羽村市
 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町

【警戒解除地域】
 八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市 大島町 八丈町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
 《対象地域拡大》
 降り続く大雨のため、多摩西部では土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内に、23区西部でも土砂災害の危険度が高まる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後2時間以内の最大1時間雨量は、多いところで50ミリです。

20km/h

20km/h

■ 警戒対象地域

■ 警戒解除地域

/// 強い雨が降る範囲 (1時間30分以上)

➡ 雨域移動方向

問い合わせ先

03-5320-5431 (東京都建設局河川部防災課)

03-3212-8341 (気象庁予報部予報課)

タイトル

情報番号
 一連の降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報までの連続番号を用います。

発表年月日時分
発表者名

補足する図
 警戒対象地域、警戒解除地域、強い雨の降る領域とその動きを示します。

問い合わせ先